

【教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置】

2013年4月1日から2023年3月31日までの間、祖父母様等（直系尊属である贈与者様）がお孫様等（受贈者様）に対して、教育資金に充てるため一括して金銭を贈与し、お孫様等の名義で新たに開設する専用口座に預入等をされた場合、**最大1,500万円まで贈与税が非課税**となります。

【 制度の概要 】

非課税となる教育資金の範囲と金額	<p>学校等(例：大学・高校等)に支払われる入学金・授業料等⇒ 最大1,500万円</p> <p>※学校等以外の者に支払われる金銭(例：塾や習い事の月謝等)のうち一定のものについては、上記1,500万円の範囲内で最大500万円を上限として非課税となります。</p> <p>※非課税となる教育資金の範囲は、各種の条件・制約があり、教育関連費用であっても、非課税の対象にならないものもあります。(詳しくは文部科学省のホームページをご参照ください。)</p> <p>※贈与された金額が過大等で教育資金として使いきれなかった資金については、お孫様等(受贈者様)が30歳になられた日に贈与があったものと見なされ、30歳になられた年の贈与として贈与税が課税されますので、贈与される金額は慎重にご検討ください。</p> <p>※教育資金の贈与後に万一贈与者様が亡くなられた場合、贈与された教育資金の残額は、下記①～③の場合を除き、相続又は遺贈により取得したものと見なされ、相続税の課税対象となります。(子以外の直系卑属<孫・ひ孫様>の相続は相続税が2割加算されます。)</p> <p>①受贈者が23歳未満 ②受贈者が学校等に在学中 ③受贈者が雇用保険法で定める教育訓練給付金支給対象の教育訓練を受講中</p>
贈与者となりうる方	受贈者様の直系尊属(曾祖父母様、祖父母様、父母様等)
受贈者様の年齢制限	30歳未満 なお、30歳到達時に学校等に在学している場合又は雇用保険法で定める教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、最長40歳まで延長されます。
受贈者様の所得制限	教育資金贈与を受ける日の属する年の前年の受贈者様の合計所得金額が1,000万円超の場合、本非課税措置の適用を受けることはできません。
当初のお手続	<ul style="list-style-type: none"> ・本非課税措置に対応した預金等の商品を取扱う銀行等で、専用口座を開設し、贈与された金銭について預入等をしていただきます。 ・口座開設に先立ち、贈与者様と受贈者様の間で書面により贈与契約を締結していただく必要があります。 ・専用口座の開設(当初預け入れ)にあたっては、受贈者様から所定の申告書(教育資金非課税申告書)を取扱金融機関に提出していただきます。 <p>※取扱金融機関以外の金融機関に預入等をされても、本非課税措置の適用を受けることはできません。</p>
専用口座について	<ul style="list-style-type: none"> ・開設可能な専用口座は、受贈者様お一人につき1口座です。専用口座を1口座開設された受贈者様は、他の取扱金融機関や口座開設された金融機関における他の店舗も含め、他に専用口座は開設できません。 ※2口座以上開設された場合には、1つを除き無効となります。 ・受贈者様が30歳に達した日などに専用口座は終了します。
教育資金の払出し	<ul style="list-style-type: none"> ・専用口座から払出された資金を教育資金としてご利用されたことを確認するため、学校等からの領収書等を取扱金融機関に提出していただきます。 ※領収書等の提出がない払出しや教育資金目的外の払出しは贈与税の課税対象となります。
教育資金の範囲制限	<ul style="list-style-type: none"> ・受贈者様が23歳に達した日の翌日以後の教育資金の払出しについては、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③教育訓練給付金支給対象の教育訓練受講費用に限定されますので、注意が必要です。

◇ **教育資金贈与専用口座からの教育資金の払出しは、領収書等の支払年月日と同じ年内(12月の最終営業日迄)に行う必要があります。(1月～12月の暦年であり、4月～翌年3月の年度ではありませんので、ご注意ください。)**

※教育資金支払いのため、教育資金専用口座から資金を先に払出し、領収書等(原本)の提出が後になる場合で、同じ年内(12月の最終営業日迄)に領収書等の提出が間に合わない場合は、翌年3月15日までに提出ください。期限までに提出されない場合は、贈与税の課税対象となります。

◇ 現在でも、扶養義務者から被扶養者への「学資や教材費、文具費などの教育費であって、通常必要と認められる」範囲内で都度贈与を行う場合は非課税とされています(注)。

(注) 相続税法第21条の3第2項、相続税基本通達21の3-4~6

【 たいこう教育資金贈与専用口座 】 <商品概要説明書> (2021年10月18日現在)

利用いただける方	祖父母様等の直系尊属の方から教育資金の贈与を受けられた30歳未満のお孫様等(受贈者様) ※贈与を受けられる年の前年のお孫様等(受贈者様)の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、ご利用いただけません。
預金種類	普通預金(教育資金管理契約を別途締結していただき、新たに口座開設していただく必要があります。)
お預け入れ限度額	1,500万円(複数回に分けて贈与契約を締結し、都度お預け入れいただくこともできます。)
お預け入れ期限	2023年3月31日まで
口座開設方法	たいこうの全店窓口にてお申込みいただけます。 ※その後の諸手続き等については、原則として口座店のみで受け付けさせていただきます。
お預け入れ方法	口座店の窓口でお預け入れいただけます。(口座店窓口以外はご利用いただけません。) 当初お預け入れ時(口座開設時)及び追加でお預け入れいただく際に教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書をご提出いただく必要があります。※ATM等とはご利用いただけません。
お引き出し方法	口座店の窓口で随時お引き出しいただけます。(口座店窓口以外はご利用いただけません。) ※お引き出し方法は、教育資金を支払後に領収書等を当行にご提出の上、当該資金を引き出す方法と、口座から引き出した後に教育資金をお支払いの上、領収書等を当行にご提出いただく方法がございますので、その都度お選びいただけます。 ※キャッシュカード等とはご利用いただけません。 ●上記のいずれの場合も専用口座から払出された資金を教育資金として利用されたことを確認するため、教育資金の支払を証明する領収書等(原本)を当行にご提出いただけます。 なお、領収書等の支払年月日は口座からのお引き出しと同じ年(暦年)に属することが必要です。 また、領収書等(原本)の提出が後になる場合の提出期限は領収書等に記載の支払年月日の翌年3月15日までとなります。 ※領収書等の提出がないお引き出しや教育資金目的外のお引き出しは贈与税の課税対象となります。
金利	普通預金の店頭表示金利となります。
専用口座事務手数料	11,000円(消費税込)
本口座の解約	下記の①~③のいずれかの早い日に教育資金管理契約は終了します。 なお、契約終了時に本口座はご解約いただけます。(通常の普通預金口座として、継続してご利用いただくことはできません。) ①お孫様等(受贈者様)が30歳になられた場合 (30歳到達時において学校等に在学している場合又は雇用保険法で定める教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、最長40歳まで延長されます。) ②お孫様等(受贈者様)が亡くなられた場合 ③教育資金残高(付利された利息を除く)がゼロとなり、お孫様等(受贈者様)と当行で契約終了の合意があった場合

【 口座開設に必要な書類等 】

お孫様等のご本人確認資料(原本)	個人番号カード、健康保険証、運転免許証、旅券(パスポート)等 ※お孫様等が未成年の場合、お孫様等とご関係が確認できる親権者様のご本人確認書類もあわせて必要となります。(親権者様にお手続きを代行していただきます。)
お孫様等のご印鑑	新規にお孫様等の名義で口座を開設いただきますので、登録いただくお孫様等のご印鑑をご用意ください。
贈与者様(祖父母様等)と受贈者様(お孫様等)の関係がわかる書類	祖父母様等とお孫様等それぞれのお名前が入った戸籍謄本(抄本)又は住民票をご用意ください。
贈与契約書	窓口に書式をご用意しております。 口座の開設に先立ち、事前に祖父母様等とお孫様等との間で締結していただきます。 ※契約書締結後、契約日から2ヵ月以内に贈与資金を本口座にお預け入れいただく必要があります。
非課税申告書(原本)	教育資金非課税申告書の用紙は店頭にご用意しております。 又、国税庁のホームページからもダウンロードすることができます。
贈与資金	口座開設時、現金または既存のお孫様等(受贈者様)か祖父母様等(贈与者様)の口座からのお振り替えにより、お預け入れいただけます。
専用口座事務手数料	口座開設時、教育資金贈与専用口座の事務手数料として上記の専用口座事務手数料をいただきます。

詳しくは当行本・支店窓口へお問い合わせください。

<当行が契約している指定紛争解決機関>

全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室

電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

